（促進貸付5号）

機構関連事業に係るお知らせ（耕作者用）

※　本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、農地中間管理機構が農用地等を借り受ける場合、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行われなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

〇 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 条）第 87 条の３第１項の土地改良事業をいう。）は、福島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が借り入れている農用地等を対象に、 農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めず に基盤整備を行う事業です。機構が貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

なお、県が本事業を実施する際には改めて事業に係る説明会等を開催することとなります のでご了知願います。

〇 機構関連事業の内容について

・ 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担

や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、

農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。

〇 留意事項について

・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要

した費用の全部）が徴収されます。